

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都災害廃棄物処理基金条例

公布年月日・番号 令和2年12月23日・東京都条例第110号

1 概要

(1) 制定理由

特別区及び市町村（特別区又は市町村で組織する一部事務組合を含む。）が実施する特定非常災害等により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を支援するため、東京都災害廃棄物処理基金を設置する必要がある。

(2) 制定の内容

ア 基金の設置

国が都に交付する災害等廃棄物処理促進費補助金により、特別区及び市町村（特別区又は市町村で組織する一部事務組合を含む。）が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業を支援するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都災害廃棄物処理基金を設置する。

イ 積立額

基金の積立額は、予算で定める。

ウ 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管する。

基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。

エ 運用益金の処理

運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れる。

オ 処分

アの目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

カ 繰替運用

确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課

直通 03-5388-3581

内線 42-831